

唐津市立第五中学校いじめ防止基本方針

1 策定の意義

いじめは人権の侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではない。そのため、「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る」との認識を持ち、校長を中心に学校組織全体で対応する必要がある。そこで、本校ではこれまで全教職員が、「いじめは絶対に許さない」という信念のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に学校が一丸となって取り組んできた。今後は更に、いじめの根絶に向けて、家庭・地域・関係機関等と連携・協力し、取組を充実させるために基本的な方針を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的又な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの防止は、全ての生徒が安全・安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校は、家庭・地域住民・市・県その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめの防止等のための指導體制・組織

(1) いじめ防止対策委員会の設置と役割

いじめの防止等に関する対策や措置を学校の中核となって実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を置く。いじめ防止についての学校いじめ対策委員会の役割は、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの調査、解消及び再発防止に関することを扱う。事案の状況等必要に応じ、校長の求めにより、校長が必要と認める外部委員（PTA役員・学校評議員・スクールカウンセラー・スクールサポーター・警察等）を加えた、いじめ防止拡大対策委員会を開催する。

(2) 未然防止の対応、及びいじめ覚知後の対応

いじめの未然防止については、学校の基本方針に沿っていじめ防止対策委員会を中心に全教職員が一致協力し、学校組織全体で取り組む。いじめ覚知後は、いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の規定に則り、「教育現場における安全管理の手引き」及び学校の管理マニュアルに沿って、組織として迅速に対応する。

4 いじめの未然防止の取組

生徒が、友達や教職員と信頼関係を築く中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり、集団作り、学校づくりを行う。その際全教職員が共通理解を図り、学校の教育活動全体を通じて、「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードにいじめを許さない学校づくりを進めていく。

(1) 道徳教育・人権教育の改善・充実

互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、倫理観などの豊かな心を育み、望ましい人権感覚を身に付けさせるため、学校の教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組を行う。

(2) 生徒の自主的な取組への支援

生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう生徒会を中心にいじめゼロ宣言運動等の生徒会活動を充実させる。また他校の先進的な生徒会活動を紹介することにより、本校生徒会活動の充実を図る。

(3) いじめ防止強化月間の設定

毎年5月及び12月を「いじめ防止強化月間」に設定し、道徳・特別活動等の時間を中心に、いじめ防止に関する学習や活動を集中して行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめの防止の取組

生徒の携帯電話・スマートフォン・パソコン等の情報機器の使用状況を調査し、実態に応じた情報モラル教育や啓発運動の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(5) 家庭・地域・関係機関が一体となった取組

学校便りやPTA総会、地区懇談会、学校評議員会等を通じて、いじめについての学校の考え方、予防策、あるいは問題が発生した際の対応等について、積極的に情報を発信し、理解を求める。また、いじめが生徒の心身に及ぼす影響や一体となっていじめを防止することの重要性等、いじめの問題の理解を深めるための啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見の取組

いじめは、教職員や家族等、大人が気付きにくい時間や場所で行われ、潜在化しやすいことを認識し、日頃から鋭い観察力で生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くし、情報収集に努める。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に努め、早期からの適切な対応により、いじめの積極的な覚知に努める。以下の取組を柱にいじめの早期発見に努め、生徒・保護者がいじめを訴えやすい体制を整備する。

(1) 相談体制の整備

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

① 担任による面談

教育相談週間を年2回実施し、個人面談を行い、学校での生活状況や友人関係、進路面等について話し合う。気になる情報については、関係職員、保護者、スクールカウンセラー等で情報を共有し、適切に対応する。

② スクールカウンセラーによる面談

「教育相談便り」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を生徒・保護者に周知する。また、担任等が気になる生徒や保護者からの相談等については、積極的にスクールカウンセラーとの面談を進める。

③ 相談窓口の充実

学校の教職員やスクールカウンセラー以外にも、県の学校いじめホットライン及び心のテレホン（365日24時間対応）等、電話相談による相談もできることを生徒に周知する。

(2) いじめに関するアンケート調査

いじめを早期発見するため、在籍する生徒及びその保護者に対する定期的なアンケート調査を、次の通り実施する。また、定期的に行うことでいじめ抑止の効果を期待する。

① 生徒対象いじめアンケート調査 県調査・・・年2回 学校調査・・・月1回

② 保護者対象いじめアンケート調査 県調査・・・年2回 学校調査・・・学期に1回

6 いじめ事案への対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会を中心に学校組織全体で対応をすることで被害生徒を守り、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめ発生時の対応

① いじめの覚知

通報や相談等により、いじめと疑われる事案を覚知した場合は、直ちにいじめ防止対策委員会を開催し、アンケート調査や被害・加害生徒からの聞き取り調査を実施すると共に、速やかに教育委員会に第1報を入れる。

② いじめの認知

いじめ防止対策委員会は、いじめの定義を踏まえ、聴取した内容や確認できた内容を総合的に検討し、いじめ認知の判断を行う。いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会に第2報を入れる。以後、新たな事実が確認できしだい、随時、報告する。次に、迅速に対応方

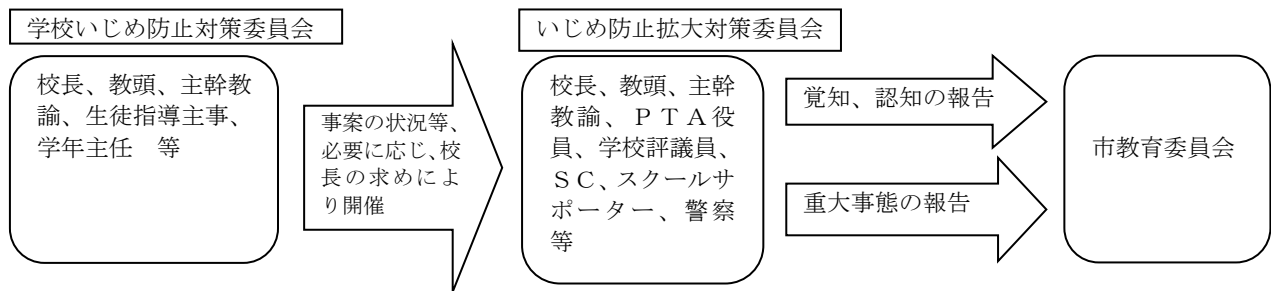
針・役割分担等を決め、被害・加害生徒・保護者等への対応を協議し、校長の指示のもと、学校組織全体で取り組む。また、事案の状況によっては、PTA役員・学校評議員・スクールカウンセラー・スクールサポーター・警察等の外部委員を加えた、いじめ防止拡大対策委員会を開催し、対応を協議する。なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、生徒指導主事や学年主任、担任等により被害・加害生徒への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

(2) 重大事態への対応

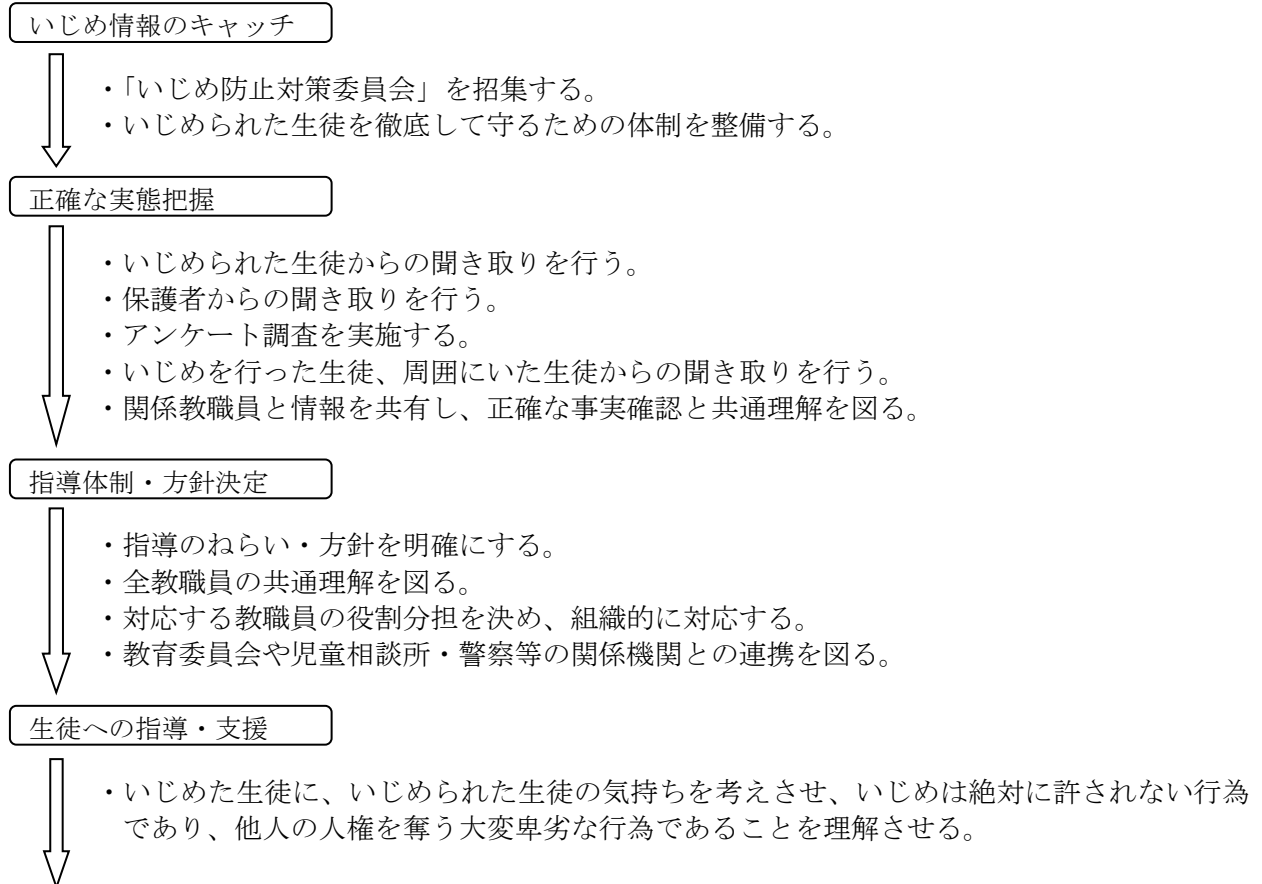
重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告すると共に連携して事案に対応する。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - ・生徒に精神性の疾患が発生した場合
 - ・生徒の金品等に重大な被害を被った場合
- ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているよう
な場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ③ その他の場合
 - ・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(3) いじめ対応の流れ



※いじめ対応フロー



- ・周囲にいた生徒に、はやしたてたり、傍観する行為も、いじめを助長することになり、許されない行為であることを理解させる。

<保護者との連携>

- ・いじめられた生徒の保護者に直接会って状況を説明し、今後の具体的な対応について伝え、支援を行う。
- ・いじめた生徒の保護者に直接会って状況を説明し、生徒に自分が行った行為について十分に非を認めさせ、謝罪方法等について助言を行う。

今後の対応

- ・いじめられた生徒・いじめた生徒に継続的に指導やケアを行う。
- ・教育相談主任・養護教諭・スクールカウンセラーと連携し、いじめられた生徒を守り、心のケアに努め、立ち直りを図る。
- ・生徒の「居場所づくり」「絆づくり」を重点に置いた学級経営を行う。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす態度を育成し、一人ひとりが大切にされる学級経営を行う。

7 いじめの再発防止の取組

認知したいじめについて、被害生徒へのケアや加害生徒への指導等、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設ける等、一定の解決が図られた後、1か月以上その後の観察や面談等を行う。通常の生活に戻った状態を「解消」として判断し、「解消」に至った場合は、教育委員会に報告する。

8 職員研修

スクールカウンセラー等を講師に招いて、学期に1回職員研修を実施し、いじめ対応についての指導力の向上を図る。

- (1) 5月・・・いじめの定義の確認といじめを見抜く力の育成を図る研修・・・ロールプレイ演習等
- (2) 8月・・・いじめ対応についての指導力の向上を図る研修・・・事例研究会等
- (3) 2月・・・いじめ防止等の取組についての課題や次年度の取組についての研修

9 取組体制の点検及び評価

(1) いじめの問題に関する点検項目

いじめ問題の対応について、定期的に「いじめ問題への取組についてのチェックリスト」を活用し、学校自己点検を行い、改善充実を図る。

(2) 学校評価の活用

学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定し、PDCAサイクルで改善を図り、次年度に向けた取組にかす。